

各 私 立 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

被災児童生徒を受け入れる学校における諸問題等の防止の取組について

このことについて、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、別添通知に留意のうえ、被災した児童生徒等に対する心のケアなど適切な対応をお願いします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：hiro-onodera@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pn=14>

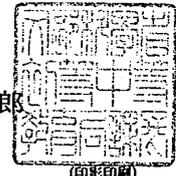


23 初児生第13号
平成23年6月20日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く国立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

殿

初等中等教育局児童生徒課長
白間 竜一 郎



被災児童生徒を受け入れる学校における諸問題等の防止の
取組について（通知）

各都道府県・指定都市教育委員会等におかれては、東日本大震災に伴う児童生徒へのきめ細やかな対応及び心のケアの充実などに御尽力いただいているところです。

先に御協力をいただいた「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について（5月1日現在）」の調査結果によれば、震災により、全国で約1万9千人の児童生徒が転校等をしている状況が明らかになりました。

こうした状況の中、震災後の時間の経過に伴い、被災した児童生徒の転居生活の長期化などが、学校生活等に影響を与えることも考えられます。

ついては、被災した児童生徒の転・編入学先、入学先の学校に対して、被災した児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアや、当該児童生徒を温かく迎えるための指導上の工夫、保護者・地域住民等に対する説明などを適切に行い、いじめなどの問題を許さず、当該児童生徒の学校生活への適応が図られるよう、必要な指導を行うなどの配慮を改めてお願いします。

また、被災した児童生徒に関するいじめなどの問題が生じた場合には、当該学校だけの問題とすることなく、当該学校を所管する教育委員会が積極的に事実関係を把握して、問題の解決に取り組むようお願いします。

さらに、24時間いじめ相談ダイヤル等、いつでもいじめなどの悩みを相談することができる様々なチャンネルについても、児童生徒に対する周知の徹底をお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、この趣旨について周知を図るとともに適切な対応がなされるように御指導いただくよう、また、都道府県私立学校主管課にあつては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く国立大学法人担当課にあつては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課にあつては認可した学校に対し、この趣旨について御周知くださるようお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導企画係

電話：03-5253-4111（内線 3298）

E-mail：s-sidou@mext.go.jp